

令和6年度
マーケットイン型養殖業等実証事業（資材・機材の導入費支援）
応募資料作成要領

本書は、令和6年度マーケットイン型養殖業等実証事業（以下、事業という。）に養殖経営体、養殖経営グループ（以下、応募者という。）が応募する際に提出する応募資料の作成要領を取りまとめたものですので、参考にしてください。

1 応募者が提出すべき資料

支援内容	応募書類
資材・機材の 導入費支援	<p>① 養殖業改善計画の認定申請書（別紙様式4） ※ 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領【別記様式第23号】と同じ様式です。当該要領は次のURLに掲載されています。 http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/kozo_yoshiki.html</p> <p>② 養殖業改善計画書（外部評価結果を踏まえて修正）（別紙様式3） ※ 当初計画（外部評価費支援申請時）からの修正箇所が明確に分かるよう、朱書きするなど工夫してください。</p> <p>③ 養殖業収支計画書（書式例1） ※ 漁船漁業、加工事業等養殖以外の事業が混在する場合は、部門別（特に養殖部門）を明らかにした収支計画書を作成してください。 ※ 収支計画の収入・経費の科目ごとに、積算根拠資料を必ず添付してください。</p> <p>④ 養殖生産計画書（書式例2）（資材・機材の導入時期の記載は必須）</p> <p>⑤ 導入予定資材・機材のリスト（性能、形状、材質、数量、価格、導入時期、導入効果等）（書式例3）、選定理由書（書式例4）、見積書（原則3社以上） ※ 見積書が3社以上取れない場合は、理由書（書式例5）を作成すること。 ✓ 見積書は、資材・機材の価格、設置場所までの運搬費、設置費、諸経費の内訳がそれぞれわかる内容としてください。</p> <p>⑥ 応募者の事業内容や実績が分かる書類（1の事業で提出済みの場合は不要） ア 定款（個人事業者の場合は履歴書で可）、 イ 決算書（直近3カ年分） ※個人事業者の場合はそれに準ずるもの ウ 会社パンフレット等</p> <p>⑦ 外部機関による事業性評価書の写し</p>

2 応募資料の作成要領

(1) 作成に当たって

応募者は、マーケットイン型養殖業を実現するため、どのように需要情報を獲得し、どのような養殖生産物を提供できるのかを意識しながら、生産管理と経営を事業性評価により見える化し、経営を改善するための養殖業改善計画を作成してください。

マーケットイン型養殖業への転換に必要と認められない資材・機材の導入については、支援の対象とならない可能性がありますので注意してください。

(2) 養殖業改善計画書 (外部評価結果を踏まえて作成してください。)

養殖業改善計画書の作成に当たっては、各設問の回答は、様式の各設問の枠の大きさに拘らずに作成してください。

外部評価結果を踏まえて修正した箇所や追記箇所は、当初の養殖業改善計画書の内容と判別しやすいように朱書きや下線で示してください。

① 応募経営体名等の記入（養殖業改善計画書 別紙様式 3 P1）

ア 応募者が養殖経営体又は養殖経営グループの場合には、別紙様式 3 の 1 ページの上段に内容を記入してください。

イ **グループで事業を実施する場合**、代表者が行う事業に限らず、共同実施者が行う事業についても、代表者が行う事業として補助対象とすることができますが、**申請に当たってはグループ内の協業の関係性を明確に示すことのできる書類を添付**してください。

ウ 応募者が養殖経営体又は養殖経営グループ以外の者が代理し申請する場合には、別紙様式 3 の 1 ページの上段に養殖経営体又はグループの内容を記入し、下段に代理申請者の内容を記入してください。

エ 代理人が申請する場合には、養殖経営体又は養殖経営グループとの関係性が分かるように、相関関係図等を使用して具体的に記入してください（別記資料での作成・提出も可とします）。

② 設問 1（あなたの養殖経営に関する現状認識や経営改善の意思等、項目ごとに PR してください。）（養殖業改善計画書 別紙様式 3 P2）

ア 応募する養殖種類の養殖業事業性評価ガイドラインの別紙 1（養殖業ビジネスの事業性評価項目）の大項目及び中項目の「評価の観点」を参考にして、あなたの養殖経営に関する現状認識や経営改善の意志等について記入してください。

③ 設問 2（需要（顧客が必要とする価値の提供）を意識した生産等に関する設問）（養殖業改善計画書 別紙様式 3 P3）

ア 養殖業事業性評価ガイドラインの第 1 章、第 2 章を参考にしつつ、現状を把握するため、どのように需要情報を獲得し、どのような養殖生産物を提供できるの

か、販売・生産の双方が共存共栄するための取引形態をどのようにしていくのかといったことも考慮して記入してください。

④ 設問3（養殖のバリューチェーン全体の付加価値を高めるための取引形態等に関する設問）（養殖業改善計画書 別紙様式3 P3）

ア 養殖業事業性評価ガイドラインの第1章、第2章を参考にしつつ、養殖生産物の提供を通じ、バリューチェーンで付加価値を高めるための取引形態をどのようにしていくのかといったことも考慮して、現状認識と今後の展望について記入してください。

⑤ 設問4（養殖業改善計画書 別紙様式3 P3）

ア 各設問に対して現在の率直な意思、予定、希望に沿って記入してください。

⑥ 設問5（貴経営体の体制に関する設問）（養殖業改善計画書 別紙様式3 P4）

ア 本事業の実証に際しての、業務及び会計に係る体制について記入してください。

⑦ 設問6（資材・機材の導入費支援のみ）（導入する資機材がどのようにマーケットイン型の養殖業への転換につながるかに関する設問）（養殖業改善計画書 別紙様式3 P4）

ア 5年間の収支計画書（書式例2）及び資材・機材導入計画と効果（書式例3）等を活用し、適宜作成してください。

⑧ その他

ア 養殖業改善計画書（別紙様式3）に記載する以外に参考となる資材の添付を可能とします。

イ 養殖業改善計画書（別紙様式3）によらず独自の書式で申請することは可能です。ただし、本様式で求めた質問事項を満たしていない場合、形式要件が満たされていないとして採択不可となります。

※養殖業事業性評価ガイドライン（魚類養殖、藻類養殖、貝類養殖、その他養殖、陸上、内水面養殖（サケ・マス類、アユ）は、次の URL（水産庁の HP）で公開されています。
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/jigyoseihyoka.html>

（3）応募に当たっての留意事項

ア 公募要領で定める「3-3. 養殖業改善計画書等の提出に当たっての注意事項」に留意して提出してください。

イ 応募資料提出の際には、「1. 応募者が提出すべき資料」を再確認の上、提出してください。